夕刊 臺灣日日新報 臺灣昌新報
六月二十四日
（第二種）（郵便物認可）昭和十八年六月二十五日 （金曜日） 臺灣日日新報 第一万五千五百五十七號 昭和一桁一年五月九日第三種郵便物認可

海鷲ホーン島を攻撃
濠航空基地施設を炎上

【〇〇基地二十二日發同盟】去る十七日我が海軍大型機は濠洲北端ホーン島の航空基地を攻撃、敵軍事施設を炎上せしめ多大の戰果を收めた、同十七日夜間攻撃を敢行、敵軍事施設を炎上せしめ多大の戰果を收めた、同十七日夜間攻撃を敢行、敵機はニューギニヤ西端のソロン、アンボイナ島、アンボン、セラム島、ブラ方面に來襲したが我が方には被害なくこれを夫々撃退した

英國打倒なくして印度の獨立なし
ビハリ・ボース氏 聲明書を發表

【東京發】インド獨立聯盟の日本支部長ラス・ビハリ・ボース氏の來朝を機會に世界の現狀から約二年振りで上京したインド獨立聯盟總裁ビハリ・ボース氏は二十三日午後山王ホテルで左の聲明と各國レインド獨立運動に對する日本側の支援を期するとともに共にインドに於ける英國との關係は絶對ないと迄たる英米の仇敵を明かにした聲明書を發表した、次の通り

英のインド支配とスバス・チャンドラ・ボース氏の來朝十九年にわたつてインドの自由と獨立のために戰ひ續けてきたインド人愛國者スバス・チャンドラ・ボース氏の來朝は、インド人民にとつて大きな喜びである、氏は英國のインド支配の最も恐るべき敵であり、インドの自由と獨立のために戰ひ續けてきたインド人愛國者の最も信賴する指導者である、氏の來朝は、インドの自由と獨立のための戰ひが新しい段階に入つたことを意味する

宣傳 には騙されない

英國は、インドの自由と獨立のための戰ひが、インド人民の最も信賴する指導者の來朝によつて新しい段階に入つたことを知つてゐる、英國は、インドの自由と獨立のための戰ひを壓殺するために、あらゆる宣傳の武器を使用するであらう、英國は、インドの自由と獨立のための戰ひを、日本の侵略的野心の現れであると宣傳するであらう、英國は、インドの自由と獨立のための戰ひを、日本の侵略と結びつけようとするであらう、しかしインド人民は、英國の宣傳には騙されない、インド人民は、英國の宣傳が嘘と僞瞞に滿ちてゐることを知つてゐる、インド人民は、英國の宣傳が嘘と僞瞞に滿ちてゐることを知つてゐる、インド人民は、英國の宣傳が嘘と僞瞞に滿ちてゐることを知つてゐる

日本 は偉大な援助者

インドの獨立のための戰ひに對する日本からの援助を感謝しつつ二億々々インド人民は日本と共に戰ふことを誓ふ

自由 のために

インドの獨立のための戰ひは、インド人民だけの戰ひではない、それは世界の民主主義諸國家の戰ひでもある、インドの獨立のための戰ひは、インド人民の最も信賴する指導者スバス・チャンドラ・ボース氏の來朝によつて新しい段階に入つた、インド人民は、スバス・チャンドラ・ボース氏の指導の下に、インドの自由と獨立のために戰ひ續けるであらう、インド人民は、スバス・チャンドラ・ボース氏の指導の下に、インドの自由と獨立のために戰ひ續けるであらう、インド人民は、スバス・チャンドラ・ボース氏の指導の下に、インドの自由と獨立のために戰ひ續けるであらう

侍從武官を御差遣
松戸陸軍工兵學校に

【松戸發】陸軍工兵學校松戸分校では二十四日陸軍大將山田乙三閣下の御差遣に依り、侍從武官陸軍少將○○○○氏を御差遣あらせられ、同分校において陸軍工兵學校長○○○○氏に御親授された、この日山田閣下は午前中同分校に於ける教育訓練を御視察、正に山田乙三閣下を迎へた一日であつた

一億敢闘〝挺身實踐〟
翼政、臨時議會の報告書

【東京發】翼賛政治會の各地支部の設置は、既報の如く、二十三日迄に全國的に完了したが、これ等八十二箇所の支部は、翼賛政治會の組織に關する帝國議會の協賛を經て、大東亞の建設並に國防國家の完成に邁進するため、翼賛政治會の綱領に基づき、各地方に於ける翼賛運動の實踐的中核體として、翼賛政治會の目的達成に關する一切の事務を處理するものである、翼賛政治會の綱領は、翼賛政治會の發會式に於て發表されたが、その第一項は「翼賛政治會は、皇國の道に則り、臣道を實踐し、翼賛の本義に徹し、一億一體の實を擧げ、以て大東亞の建設並に國防國家の完成に邁進す」と謳つてゐる、翼賛政治會の各支部は、この綱領の實踐に當つて、翼賛政治會の目的達成に關する帝國議會の協賛を經て、大東亞の建設並に國防國家の完成に邁進するため、翼賛政治會の綱領に基づき、各地方に於ける翼賛運動の實踐的中核體として、翼賛政治會の目的達成に關する一切の事務を處理するものである、翼賛政治會の綱領は、翼賛政治會の發會式に於て發表されたが、その第一項は「翼賛政治會は、皇國の道に則り、臣道を實踐し、翼賛の本義に徹し、一億一體の實を擧げ、以て大東亞の建設並に國防國家の完成に邁進す」と謳つてゐる、翼賛政治會の各支部は、この綱領の實踐に當つて

皇室の彌榮を祈願

あす 皇太后陛下 御誕辰迎へ

二十六日は畏くも皇太后陛下の御誕辰の日にあたるので皇居宮中三殿並びに各地神社では午前九時から奉祝祭を執行、また午前十時から靖國神社および臺北州護國神社でも奉祝祭を執行する筈である

皇軍へ踏出す第一歩
若櫻の血潮躍る、
入所式
けふ・前期生晴れの

兵器基金に十萬圓
汕頭の同胞ら赤誠獻納

本島初の婦人總常會
一億完戰へ婦人も總蹶起

教授も學ぶ兵の道
第五部隊で〝皇軍魂〟〝體得〟

今年も夏季休暇返上
授業に勤勞奉仕に汗の鍛錬

軍人精神身につけて
長谷川總督 教授部隊に訓示

共産軍を覆滅
澤井憲兵隊に賞詞授與

まことに適任
大達さんの東京都長官内定に
豐田總務部長語る

然えさかる愛國心
陸軍諸學校志願者激増

臺灣の協力に感謝
李廈門市長 府内關係要路訪問

今年も夏季休暇返上
授業に勤勞奉仕に汗の鍛錬

後二國志
（田舶の巻）
吉川英治作
矢野商村畫

山の青年にも
準備體力檢査

新竹州警察部で壯丁を練成

總軍臺北東南分會幹部會を開く

軍人精神身につけて
長谷川總督 教授部隊に訓示

共産軍を覆滅
澤井憲兵隊に賞詞授與

臺灣の協力に感謝
李廈門市長 府内關係要路訪問

今年も夏季休暇返上
授業に勤勞奉仕に汗の鍛錬

後二國志
（田舶の巻）
吉川英治作
矢野商村畫

ぜん息・神經痛
中風・高血壓
治らないで治る
血の「濁りをとり」原因から治療せよ

積極的強壯劑 ラクビ

本島初の婦人總常會
一億完戰へ婦人も總蹶起

臺灣の協力に感謝
李廈門市長 府内關係要路訪問

今年も夏季休暇返上
授業に勤勞奉仕に汗の鍛錬

後二國志
（田舶の巻）
吉川英治作
矢野商村畫

軍人精神身につけて
長谷川總督 教授部隊に訓示

共産軍を覆滅
澤井憲兵隊に賞詞授與

臺灣日日新報　第一万五千五百五十七號　■　（一）
（第二種）（昭和十年五月九日第三種郵便物認可）　昭和十八年六月二十五日（金曜日）

臺灣新民報

本刊夕刊共六頁

畏し聖慮

陸軍五校に侍從武官
重大責務に粉骨
山田教育總監謹話

太平洋の決戰樣相深刻
戰鬪機で雌雄を決す
總力を擧げ補給せよ

決戰二重點に集中
果敢な國民運動展開

日本證券取引所
出資引當要綱、定款認可

遲し泰、完勝の決意
革命記念日のバンコック

ジヤワ住民感謝
東條聲明感謝大會開く

敵一萬一千を掃蕩
遺棄死體一千七百餘

敵二萬を空襲
ムギを空輸
企業整備に依るインフレの防止
谷口大藏次官語る

決戰
地方財政稅制懇談會

齋藤總務長官
食糧事情を說明

督府人事異動發令

廳炳勳、孫殿英兩氏
軍事委員會委員任命

深刻な論爭を續く
太平洋、歐洲兩第一主義
共榮圈内

谷大使樋部長と意見の交換

議會運營調査委員會會合

重光外相に獨逸の勳章贈る

日滿經濟懇談會
新京で開催さる

日滿航空長篇讀切鐵鯨

生きてゐる燈台物語

幕末海軍の創生

藤本證券の投資信託で
27,000,000,000円
この貯蓄
職場を
家庭も
やり抜かう！
★全三〇〇萬圓の
力に應用する
證券は五〇〇圓の
資金三〇〇萬圓
申込受付中

婦人の常識
婦人の友
パナギン
プルート
産婦に
文政錢炮記
城東練兵場
東京日本橋區通三丁目　大正製藥所

昭和十八年六月二十五日（金曜日）　臺灣日日新報　第一万五千五百五十七號（第三種郵物便認可）

社說

最後の勝利を決定するもの

皆様に於かれましては、愈々御清祥の事と存じ上げます、平素は格別の御高配に預かり厚く御礼申上げます。

扨て、本日は本誌の為に特に御時間を割いて頂き、御多忙中にも拘らず御出席下さいまして誠に有難う存じます。

本日は戰時下に於ける本島漁業の問題に就いて、忌憚なき御意見を拜聽し、以て本島漁業の發展に資したいと存じ、茲に座談會を開催する次第でございます。

何卒宜しく御願ひ申上げます。

南日本漁業と臺灣の水産

有馬伯歸京して語る

【臺北發】南日本漁業會社の有馬伯は、今回の水產視察の爲め來臺、各地を巡視して、去る二十日午後一時の特急で歸京の途に就いたが、有馬伯は語る

（一）南日本漁業會社は、南日本の漁業を統制する爲めに設立されたもので、資本金は二千萬圓、社員は漁業者、漁業組合、漁業會社、水產加工業者、漁業關係官廳等で、社員數は約二萬名である

（二）南日本漁業會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖ることを目的とするもので、漁業者の生活を安定する爲めには、漁獲物の價格を安定する必要があるので、會社は漁獲物の販賣を統制し、又漁業者の必要とする漁具、漁船、漁業資材等の配給を圓滑ならしめ、漁業者の生活を安定する爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（十七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（十八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（十九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（二十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（二十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（二十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（二十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（二十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（二十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（二十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（二十七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（二十八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（二十九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（三十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（三十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（三十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（三十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（三十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（三十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（三十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（三十七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（三十八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（三十九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（四十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（四十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（四十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（四十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（四十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（四十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（四十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（四十七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（四十八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（四十九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（五十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（五十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（五十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（五十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（五十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（五十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（五十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（五十七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（五十八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（五十九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（六十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（六十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（六十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（六十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（六十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（六十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（六十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（六十七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（六十八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（六十九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（七十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（七十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（七十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（七十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（七十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（七十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（七十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（七十七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（七十八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（七十九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（八十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（八十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（八十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（八十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（八十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（八十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（八十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（八十七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（八十八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（八十九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（九十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（九十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（九十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（九十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（九十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（九十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（九十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（九十七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（九十八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（九十九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百十七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百十八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百十九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百二十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百二十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百二十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百二十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百二十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百二十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百二十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百二十七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百二十八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百二十九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百三十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百三十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百三十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百三十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百三十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百三十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百三十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百三十七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百三十八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百三十九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百四十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百四十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百四十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百四十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百四十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百四十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百四十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百四十七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百四十八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百四十九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百五十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百五十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百五十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百五十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百五十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百五十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百五十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百五十七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百五十八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百五十九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百六十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百六十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百六十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百六十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百六十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百六十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百六十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百六十七）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百六十八）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百六十九）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百七十）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百七十一）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百七十二）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百七十三）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百七十四）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百七十五）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、漁業者の共濟施設を行ふ

（百七十六）會社は、漁業者の生活を安定し、漁業の發展を圖る爲めに、漁業者の貯蓄を奬勵し、又漁業者の福利增進を圖る爲めに、

臺北州を筆頭に
海軍へ百二十萬圓

大いに勉強する
督府社會課長に榮轉の 柴山前警察部長語る

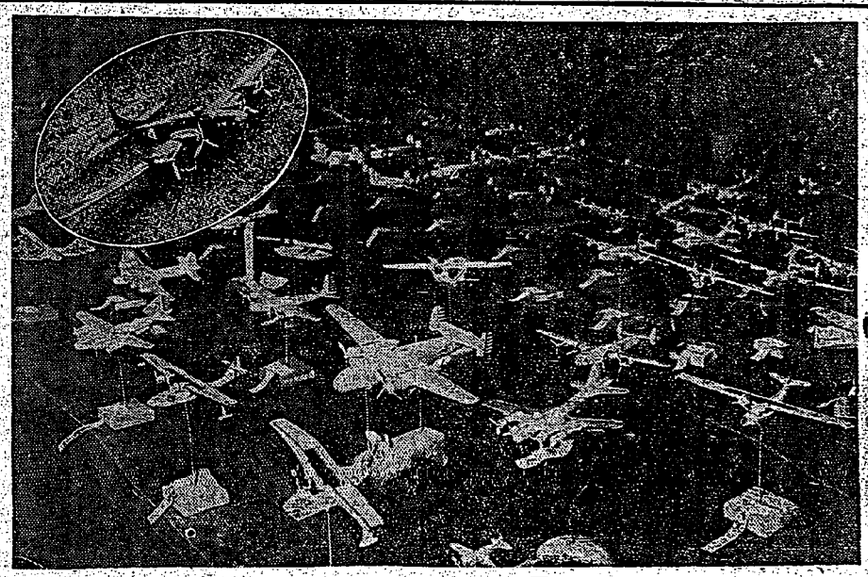

貴紙を通じて
よろしく
榮轉の井原民談

管制下の島都に
敵機群の來襲？
いえ 空の防人の造つた模型

僕は斷じて海軍
獅子吼に熱血若人應ふ

海軍力の
大戰果

癩患者を根絶
御仁慈に應へん
曾田督府衞生課長談

ふけよ 水壺
增産にも汗の奉仕

戎衣の繕修に汗の奉仕

新たに國寶に指定
白木造りの"表門"など九十一件

男性神經衰弱

雇庸者に注意

移轉廣告

解雇廣告

債權申出催告

スリナムリク　藥用ベンジン　倉島拓殖研究所

國報健康　ミネラール　臺北州賣藥製造工業組合

僕も征く戰ひの海へ
各地で講演會若人皆滾る

臺澳郡【臺南電話】臺南州下各地に於ける學徒出陣壯行會は二十日より北門郡を皮切りとして各地に於いて擧行されつゝあるが二十三日は二十四日は大湖、關廟、龍崎、玉井、楠梓、旗山、鳳山、屏東、東港、恒春、潮州、高雄州下各地に於いて擧行されつゝあるが二十三日は二十四日は大湖、關廟、龍崎、玉井、楠梓、旗山、鳳山、屏東、東港、恒春、潮州、高雄州下各地に於いて擧行されつゝあるが

北斗郡も早
千百名

【北斗電話】臺南州北斗郡下各地の學徒出陣壯行會は二十日より二十三日迄に擧行されたが二十四日は北斗、二林、溪湖、大城、芳苑、二水、田尾、埔鹽、永靖、竹塘、社頭、員林、北斗、花壇、埤頭、溪州、田中央、二林、溪湖、大城、芳苑、二水、田尾、埔鹽、永靖、竹塘、社頭、員林、北斗、花壇、埤頭、溪州、田中央

高雄山林事【高雄電話】高雄山林事務所職員會は二十四日午後一時より同所會議室に於て出陣學徒壯行會を擧行する筈となつた

宜蘭郡【宜蘭電話】宜蘭郡下各地の學徒出陣壯行會は二十三日午後一時より羅東街公會堂に於て擧行されたが當日は朝來の雨天にも拘らず各地より參集した學徒の數は實に一萬餘名の多數に上り會場は何れも立錐の餘地なき迄の盛況を呈した

北港郡【北港電話】北港郡下各地に於ける學徒出陣壯行會は二十三日より二十四日迄に擧行されたが二十三日は北港、新港、朴子、東石、六腳、鹿草、水上、義竹、布袋、東石、六腳、鹿草、水上、義竹、布袋

楠公の銅像も赤樫
臺中市學校長會議で決る

【臺中電話】十日の臺中市學校長會議に於ては市内各學校に楠公銅像を建設する件に關し協議の結果各學校とも之が建設を決定したが銅像の材料は赤樫を以て之に代用することゝなつた

七十三歳・この元氣
戰ひ抜け若人この意氣で

彰化郡【彰化電話】彰化郡下各地に於ける學徒出陣壯行會は二十日より二十四日迄に擧行されたが二十三日は二林、埤頭、溪湖、大城、芳苑、二水、田尾、埔鹽、永靖、竹塘、社頭、員林、北斗、花壇、埤頭、溪州、田中央、二林、溪湖、大城、芳苑、二水、田尾、埔鹽、永靖、竹塘、社頭、員林、北斗、花壇、埤頭、溪州、田中央

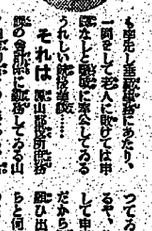

【臺南電話】今年七十三歳の高齢に達し一人の孫をかゝえて悠々餘生を樂しむ可き筈の身を擧げて戰ひの庭に馳せ參じ一人でも多くの敵を屠つて後に死なんと勇躍出陣の途に就いた臺南州北斗郡溪湖庄の最高齢者陳阿金翁（七三）は出陣學徒の壯行會に臨み次の如き感激の一文を寄せた

それは
臺山警察所
協力會

内地勤務者その人である、即ち臺灣に於ける一般人に比べて、一段と强き敵愾心を抱かなければならない筈の我等が、却つて之等の人々に比べ、より以上の敵愾心を燃やしてゐるといふ事實は、何としても、我等の修養と訓練とが足りないからであると思ふ、

楠公の銅像も赤樫
臺中市學校長會議で決る

【臺中電話】十日の臺中市學校長會議に於ては市内各學校に楠公銅像を建設する件に關し協議の結果各學校とも之が建設を決定したが銅像の材料は赤樫を以て之に代用することゝなつた

皇太后陛下御誕辰日

【臺中電話】けふ二十五日は皇太后陛下の御誕辰日に當るので、臺中州では臺中市内各學校の生徒を參集せしめ各學校に於て奉祝式を擧行、同時に午後六時半より

けふ奉祝婦人總常會

最も重要なるは禀性
軍用犬の審査に就て（上）

帝國軍用犬協會評議員、訓練部員
常任審査係員、臺灣支部長
田代豐

まへがき

大東亞戰爭は戰場に於ける將兵の活躍を初めとして銃後の國民の總ての人々の協力と犧牲的奉公とによつて遂行されつゝあるが、軍用犬の活躍も亦實に目覺ましいものがあつて、その數は既に數萬頭に上つてゐるといはれてゐる。

軍用犬の審査に就て

軍用犬の審査に就ては從來も屢々述べられてゐるが、今回は特に臺灣に於ける軍用犬の普及を期するために、臺灣に於ける軍用犬の審査に就て述べて見たいと思ふ。

禀性

はシェパード犬の最も重要なる性質であつて軍用犬としての可否を決する最も大切なる點であるから、此の點に於ては特に嚴格に審査しなければならない。

禀性とは一般に性質と云はれてゐるが、性質は氣質、性格、能力、體質等を含めた總稱であつて、禀性とは特に氣質と性格とを指すのである。

氣質とは人間の感情の强さとか、感情の變化の速さとか、感情の表現の仕方とかいふ樣な感情の方面に關する特性であつて、性格とは人間の意志の强さとか、意志の方向とかいふ樣な意志の方面に關する特性である。

シェパード犬の禀性は先づ初めに述べた樣な性質を具備してゐるのであるが、シェパード犬種の特性には從來良い點ばかりを擧げて來たが、シェパード犬にも亦悪い點があるので、之等の點も充分に知つて置かなければならない。

シェパード犬の悪い點は、臆病、神經質、强情、不馴、不從順、噛癖、等であるが、之等の點は、シェパード犬種の改良に當つて、特に注意すべき點であつて、之等の點が現はれた犬は、如何に體格が良くても、又如何に容貌が美しくても、之は斷然不合格にしなければならない。

臆病、神經質、强情、不馴、不從順、噛癖、